

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 2 8 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 信眼会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 主たる事務所

信田眼科医院 新潟県新発田市舟入町一丁目 2 番 3 6 号

従たる事務所

栃尾眼科医院 新潟県長岡市滝の下町 3 番 4 0 号

長岡眼科医院 新潟県長岡市今朝白一丁目 7 番 1 2 号

中浦和眼科医院 埼玉県さいたま市桜区西堀五丁目 3 番 4 0 号

まなべ眼科クリニック 香川県高松市番町三丁目 2 0 番 2 号

松本眼科医院 新潟県新潟市中央区笹口二丁目 1 番地 1 2

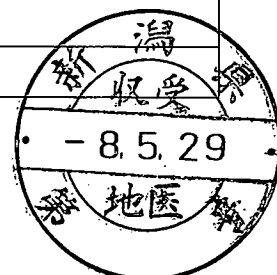
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 6 年 2 月 9 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 6 年 2 月 2 4 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	信 田 和 男	松本眼科医院管理者
理 事	信 田 美奈子	
同	五十嵐 秀 人	栃尾眼科医院管理者
同	遠 坂 晋	まなべ眼科クリニック管理者
同	武 島 俊 介	中浦和眼科医院管理者
同	小 川 武	信田眼科医院管理者
同	安 藤 伸 朗	長岡眼科医院管理者
監 事	蟻 塚 剛	



- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	信田眼科医院	1510611989	新潟県新発田市舟入町 一丁目2番36号	
診療所	栃尾眼科医院	1510213828	新潟県長岡市滝の下町 3番40号	
診療所	長岡眼科医院	1510213893	新潟県長岡市今朝白 一丁目7番12号	6床
診療所	中浦和眼科医院	1116507172	埼玉県さいたま市桜区 西堀五丁目3番40号	
診療所	まなべ眼科 クリニック	3710121652	香川県高松市番町 三丁目20番2号	
診療所	松本眼科医院	1510123480	新潟県新潟市中央区笹 口二丁目1番地12	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業所名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 4 月 2 5 日 令和6年度決算の決定

注) (5)、(6) については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7) については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (9) その他

省略

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 3－2

法人名 医療法人 信眼会
所在地 新潟県新発田市舟入町一丁目2番36号

※医療法人整理番号 00806

貸 借 対 照 表
(令和 8年 2月 28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	959,533	I 流 動 負 債	75,160
II 固 定 資 産	1,057,558	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	914,697	負 債 合 計	75,160
2 無 形 固 定 資 産	2,417	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	140,444	科 目	金 額
		I 出 資 金	2,000
		II 積 立 金	1,939,931
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	1,941,931
資 産 合 計	2,017,091	負債・純資産合計	2,017,091

様式 4 - 2

法人名 医療法人 信眼会

※医療法人整理番号 0 0 8 0 6

所在地 新潟県新発田市舟入町一丁目2番36号

損 益 計 算 書
(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,118,796
2 事業費用	921,477
本来業務事業利益	197,319
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	197,319
II 事業外収益	34,482
III 事業外費用	0
経常利益	231,801
IV 特別利益	1,465
V 特別損失	0
税引前当期純利益	233,266
法人税等	52,201
当期純利益	181,065

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 信眼会
所在地 新潟県新発田市舟入町一丁目2番36号

※医療法人整理番号 00806

財 産 目 録
(令和 8 年 2 月 28日現在)

1. 資 産 額	2,017,091 千円
2. 負 債 額	75,160 千円
3. 純 資 産 額	1,941,931 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	959,533
B 固 定 資 産	1,057,558
C 資 産 合 計 (A + B)	2,017,091
D 負 債 合 計	75,160
E 純 資 産 (C - D)	1,941,931

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人 信眼会

所在地 新潟県新発田市舟入町一丁目2番36号

※医療法人整理番号	0	0	8	0	6
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 信眼会

理事長 信田 和男 殿

私は、医療法人信眼会 の令和7会計年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 4月 25日

医療法人 信眼会

監事 蟻塚 剛